（一体型滞在快適性等向上事業）

第十一条の三　法第四十六条第三項第二号イの国土交通省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　前条第一号に掲げる施設等並びにこれらの上に設置される同条第二号、第三号及び第五号から第十号までに掲げる施設等の整備又は管理に関する事業

三　（略）

（都市利便増進施設）

第十二条の九　法第四十六条第二十五項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

十一　電源設備その他これに類するもの

十二　給排水設備その他これに類するもの

十三　冷暖房設備その他これに類するもの

（認定整備事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法）

第二十六条　法第七十一条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　認定整備事業者（専ら認定整備事業の施行を目的とする株式会社等に限る。）が発行する元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債の取得を行う民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合又は株式会社等若しくは投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（以下「組合等」という。）に対する出資

二　株式会社等（専ら、認定整備事業者から認定整備建築物等又は認定整備建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定整備建築物等又は当該認定整備建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行うことを目的とするものに限る。）が発行する元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資

三・四　（略）

（民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務の基準）

第二十七条　法第七十一条第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号イ、ロ及びホに掲げる方法（出資に係る部分を除く。）により支援する業務に係るものは第一号から第五号まで、同項第一号イからホまでに掲げる方法（同号イ、ロ及びホにあっては、出資に係る部分に限る。）により支援する業務に係るものは第四号に掲げるものとする。

一　法第七十一条第一項第一号イ、ロ及びホに掲げる方法（出資に係る部分を除く。）により支援する業務の運営に関する重要事項について審議させるため、民間都市機構に、次に掲げる者（民間都市機構の役員及び職員を除く。）のうちから、民間都市機構の代表者が選任する委員五人以上をもって組織する審査会を置き、その議を経て、当該業務を行うこと。

イ　金融若しくは経済又は民間都市開発事業の施行に関し優れた知識と経験を有し、公正な判断をすることができる者

（一体型滞在快適性等向上事業）

第十一条の三　法第四十六条第三項第二号イの国土交通省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　前条第一号に掲げる施設等並びにこれらの上に設置される同条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる施設等の整備又は管理に関する事業

三　（略）

（都市利便増進施設）

第十二条の九　法第四十六条第二十五項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（認定整備事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法）

第二十六条　法第七十一条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

（新設）

（新設）

一・二　（略）

（民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務の基準）

第二十七条　法第七十一条第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号イ、ロ及びホに掲げる方法（同号イ及びロにあっては、出資に係る部分を除く。）により支援する業務に係るものは第一号から第五号まで、同項第一号イからニまでに掲げる方法（同号イ及びロにあっては、出資に係る部分に限る。）により支援する業務に係るものは第四号に掲げるものとする。

一　法第七十一条第一項第一号イ、ロ及びホに掲げる方法（同号イ及びロにあっては、出資に係る部分を除く。）により支援する業務の運営に関する重要事項について審議させるため、民間都市機構に、次に掲げる者（民間都市機構の役員及び職員を除く。）のうちから、民間都市機構の代表者が選任する委員五人以上をもって組織する審査会を置き、その議を経て、当該業務を行うこと。

イ　金融若しくは経済又は民間都市開発事業の施行に関し優れた知識と経験を有し、公正な判断をすることができる者